

後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額介護合算療養費と医療費通知について～

■高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費は、医療保険と介護サービスの両方を利用している世帯の方の自己負担を軽減するための制度です。

同じ世帯の被保険者が、「病院にかかったとき」と「介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担額の合計が表の基準額（限度額）を超えた場合は、超えた額が「**高額介護合算療養費**」として支給されます。

申請手続きが必要な方には、ご自宅へ申請書類を通知しますので、届きましたら役場福祉課または各支所にて手続き願います。

◆自己負担限度額表

【自己負担額の計算期間：平成23年8月1日～平成24年7月31日】

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割	一 般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

■3月に医療費通知を発行します

医療費通知は、医療機関で診療を受けた際にかかった医療費の額を、半年ごと（1～6月、7～12月）にとりまとめ、年2回（9月と翌年3月）ハガキでお知らせします。発行を希望される方にのみ通知しておりますので、ご希望の方は役場福祉課（☎42-2275 内線246）までご連絡願います。

※ すでに連絡していただいている方には、継続して通知いたします。

お薬代が安くなる!? ジェネリック医薬品（後発医薬品）

病院から処方されているお薬の中には、価格が安く安全なジェネリック医薬品（後発医薬品）を選べるものもありますので、医師や薬局の薬剤師に相談してみましょう！



※ ジェネリック医薬品は厚生労働省から認可された安全な薬です。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目

国保会館6階

電話 011-290-5601

松前町役場 福祉課

電話 42-2275

（内線 246）